

大津市立藤尾小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は、大津市立藤尾小学校PTAと称し、事務局を藤尾小学校におく。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教職員が互いに協力して、児童の福祉を増進し、教育の充実をはかり、会員の研修につとめるとともに、相互の親睦をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 2 本会は、本来の事業以外の活動を目的とする団体およびその事業には如何なる関係ももたない。
- 3 本会は、児童福祉のために活動する他の社会的諸団体と機関に協力する。
- 4 本会は、教職員、教育委員会と教育問題について話し合い、その活動を助けるために意見を述べることができる。また、参考資料を提供するが、学校の管理や教職員の人事について干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同し本規約を承諾した藤尾小学校在籍児童の保護者および現職教職員をもって会員とし、入会および退会時には次に定める届け出を行うものとする。

- ① 入会しようとする者は、所定の入会届を会長に提出するものとし期間は原則児童の卒業までとする。
- ② 退会しようとする者は、所定の退会届を会長に提出するものとする。
- ③ 児童の在籍期間内であればいつでも入会および退会できるものとする。

第5章 事務局

第5条 事務局に次の事務局員をおく。

- ① 会長 1名(保護者)
- ② 副会長 1名(保護者)
- ③ 庶務・広報 4名(保護者3名、教職員1名)
- ④ 会計 2名(保護者1名、教職員1名)

第6条 事務局は、次の任務を行う。

- ① 事業・研修計画、予算案、運営等についての立案。
- ② 関係諸団体への会議の出席と共同・協賛事業等の参画。
- ③ 事務局員の選出。

第7条 事務局員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- ③ 庶務・広報は、総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録し、会員の研修諸活動・各種会合の連絡・調整などにあたること、および広報の発行、会員の意見交換など広報活動に努める。

- ④ 会計は、総会で決定した予算にもとづいてすべての会計事務を処理し、定期総会において会計監査を経て、決算報告する。

第8条 事務局員の任期は、1年とする。

第9条 本会に参与をおき、現職校長がこれにあたる。参与は、すべての会合に自由に出席し、諮問に応ずると共に意見を述べるができる。

第10条 本会は、必要に応じて事務局員を増員することができる。増員された事務局員の任務等は事務局会議で決める。

第11条 増員された事務局員の任期は1年とする。

第6章 会計監査

第12条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査をおく。

第13条 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第14条 会計監査の任期は、1年とする。ただし、重任することはできない。

第7章 学級PTA

第15条 学級PTAは、PTA活動に必要な事項について分担遂行し、各事業を積極的に推進して本会の活動の母体となる。

第16条 必要に応じて学級会を開き、場合によっては学年会に拡大することができる。

第17条 学級PTAの世話人は、各学級2名と教職員会員1名で構成し、任期は1年とする。

第8章 地域連絡員

第18条 地域連絡員は、地域各種団体と協力し、児童の校外生活の向上に努める。

第19条 地域連絡員の任期は1年とする。欠員補充の場合は、残任期間とする。

第9章 事務局員・学級PTAの世話人・地域連絡員・会計監査の選出

第20条 事務局員・各学級PTAの世話人・地域連絡員の選出は、藤尾小学校PTA選挙規程による。

第21条 会計監査は、会員中より、運営委員会の審議を経て会長が委嘱し、総会の承認を得て、選任する。

第10章 総会

第22条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第23条 総会は、全会員の過半数をもって成立する。

第24条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第25条 定期総会は、毎年度当初に行い、その他必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第11章 運営委員会

第26条 運営委員会は、事務局員・各学級の代表をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

第27条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- ① 総会の議決にもとづく会務の処理。

- ② 事業・研修計画、予算案の審議。
- ③ 事務局等の提案事項の審議。
- ④ その他必要とする事項の処理。

第12章 会計

- 第28条 本会の経費は、会費およびその他収入による。
- 第29条 会員は定額の会費をおさめる。
- 第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第31条 本会費は、世帯単位とし、金額は総会で決定する。
付注：転出者に対しては会費を月割計算で返金する。
- 第32条 年度途中の自己都合退会者に対しては一旦収められた会費を返金しない。

第13章 個人情報情報の取扱い

- 第33条 本会の活動に必要とされる個人情報情報の取得や利用、管理については、「天津市立藤尾小学校PTA個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

第14章 改正

- 第34条 本規約の改正は、運営委員会で審議し、総会においてPTA会員の過半数の承認を必要とする。
- 第35条 本会の必要な規程は、本規約に反しない限り、運営委員会で定めることができる。

この規約は、昭和48年 1月22日より実施する。

昭和49年 4月20日より改正施行

昭和52年 2月16日より改正施行

昭和56年 2月19日より改正施行

平成 2年 1月18日より改正施行

平成 5年 4月 1日より改正施行

平成 6年 12月 9日より改正施行

平成14年 5月21日より改正施行

平成29年 5月12日より改正施行

令和 2年 6月25日より改正施行

(第17条改正)

令和 4年 6月 7日より改正施行

(第2条、第4条、第5条、第17条、第32条、第33条、第34条改正)

令和 4年 8月 1日より改正施行

(第33条、第34条、第35条改正)